

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

(於:愛知県名古屋市)

日程	2010年10月	カルタヘナ議定書MOP5(締約国152+EC)	10月11日(月)~15日(金)	計3週間
		生物多様性条約COP10(締約国190+EC)	10月18日(月)~29日(金)	
		同 閣僚級会合	10月27日(水)~29日(金)	

参加者 条約締約国(190カ国+EC)、国連・国際機関、地域機関、市町村、NGO/NPO、民間企業、学識者など
約8000名が参加見込み

- 会合の主要論点**
- ①ポスト2010年目標:生物多様性の保全に向けた2010年以降の各国共通の行動計画の採択
 - ②ABS(Access and Benefit sharing): 遺伝資源へのアクセス、その利用による利益の配分に係る国際レジームに係る作業の完了
 - ③カルタヘナ議定書: 遺伝子組換え生物による損害に係る「責任と救済」の国際的なルールの策定

生物多様性条約とは

1992年 5月 案文採択
1993年12月 条約発効(日本は1993年5月締結)
締約国: 190カ国及び欧州委員会

〈条約の3つの目的〉

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

